

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

コーポレート・ガバナンスの目的は、経営環境の変化に対する迅速・柔軟かつ的確な対応により効率的経営を推進しつつ、経営の健全性と経営状況の透明性を維持し、企業価値の持続的成長を図ることであると考えます。また、当社は「顧客中心主義」を経営理念として掲げ、革新的なサービスを継続的に提供し、顧客の支持を得ていくことが重要であると考えています。この経営理念の具現化とコーポレート・ガバナンスの目的の達成を両立させるため、経営の効率化及び現場レベルからのコンプライアンス意識の向上が重要であると考えています。

そこで、当社取締役会は高度な専門知識を有する取締役で組織することとし、また、取締役会の下部に設置する経営会議を必要に応じて開催し、詳細な事項を機動的に決定する体制を構築することで経営の効率化を図っています。次に、事業活動を行う上での適法性・適正性を確保するために、取締役・代表取締役と内部管理統括責任者との緊密な連携を土台として、各部門にコンプライアンス・オフィサーを配置し、法令遵守の任にあたらせるとともに、独立したコンプライアンス部門が金融商品取引業者として必要な各種社内規程、マニュアル等の整備に携わることで、社内全般及び各部門の業務の適法性・適正性の確保を指導・監督する体制を構築しています。また、業務執行状況を監査する仕組みとして、監査役監査、内部監査の実施、主要業務に関するリスク管理規程の制定による、リスクの適切な把握・管理に努めることで、経営の健全性を維持する体制を整備しています。

その他、当社は経営状況を積極的に、かつ幅広く開示する体制を構築しています。

以上のように経営の効率化、健全化への取組みを行った上で、当社は経営状況を積極的に幅広く開示することとしています。これは、会社としての説明責任を果たし、株主・投資家をはじめとするステークホルダーとの信頼関係を維持・構築するためには、適切な情報を適切に開示することが最も重要であると考えていることによります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
松井千鶴子	55,695,800	20.68
有限会社丸六	35,311,900	13.11
有限会社松興社	27,521,624	10.22
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	12,953,900	4.81
松井道夫	8,000,914	2.97
松井道太郎	7,762,400	2.88
松井千明	7,762,100	2.88
松井佑馬	7,761,800	2.88
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	7,548,200	2.80
TAIYO FUND, L. P.	7,328,500	2.72

支配株主(親会社を除く)の有無

松井千鶴子

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	証券、商品先物取引業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、法令や社内規程に基づき、必要に応じて取締役会で決議し、支配株主との取引等実施を決定しています。また、当該取引について、監査役や内部監査部門が監査を行うことにより、適正な取引が行われているかを監視し、当社ひいては少数株主の利益を害することを防止しています。

支配株主との取引等に関する水準の決定については、外部の専門家の意見を踏まえ、市場価格を勘案した一般的な取引と同等の条件としています。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は親会社や上場子会社を有していません。また、その他、コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えられとされる事実はございません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
井川 元雄	他の会社の出身者											
安念 潤司	学者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
井川 元雄	○	——	井川元雄氏は、上場企業の取締役として経営を担った豊富な経験と幅広い見識をもとに、経営の監督及び経営全般の助言をしていただくために選任いたしました。 [独立役員として指定した理由] 同氏は、証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、経営者や特定の利害関係者の利益に偏ることなく、会社が社会において果たすべき役割を公正に認識し、一般株主の利益を保護することができると判断したため独立役員に指定しました。

安念 潤司	○	—	安念潤司氏は、法律家としての豊富な経験及び見識をもとに、客観的な立場から独立性をもって経営を監視していただくために選任いたしました。 [独立役員として指定した理由] 同氏は、証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、経営者や特定の利害関係者の利益に偏ることなく、会社が社会において果たすべき役割を公正に認識し、一般株主の利益に配慮することができると判断したため、独立役員に指定しました。
-------	---	---	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

更新

監査役は、会計監査人から監査計画の概要、監査重点項目、監査結果及び会計監査人が把握したリスクの評価等について報告を聴取して意見交換を行うほか、定期的な意見交換の場を設けることなどにより、会計監査人と緊密な連携を図っています。また、必要に応じて会計監査人の往査及び監査講評に立ち会うほか、会計監査人に対して監査の実施経過に関する報告を適宜求めるなど、自らの監査に役立てています。なお、平成26年度の監査役と会計監査人との会合は12回実施されています。

監査役は内部監査に関する年度監査計画について内部監査部門とその内容を協議するほか、内部監査人及びコンプライアンス部門と情報を共有して個別の内部監査の状況やコンプライアンス部門が行う各部門に対する業務の適法性、適正性の確保に資するための監督・指導の実施状況を随時把握するなど、内部監査人及びコンプライアンス部門と緊密な連携を図っています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
矢島 博之	他の会社の出身者													
五十嵐 則夫	学者										△			
望月 恭夫	税理士										△			

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
矢島 博之	○	――	矢島博之氏は、その職務経験から監査業務における高い見識を有しており、客観的な立場で企業経営の監査を行い得るものと考え選任いたしました。 [独立役員として指定した理由] 同氏は、証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、経営者や特定の利害関係者の利益に偏ることなく、会社が社会において果たすべき役割を公正に認識し、一般株主の利益を保護することができると判断したため独立役員に指定しました。
五十嵐 則夫	○	独立役員に指定している社外監査役の五十嵐則夫氏は、あらた監査法人の出身者であり、当社はあらた監査法人との間に会計監査業務の取引等があります。 同氏と当社との間には取引等の利害関係はありません。	五十嵐則夫氏は、経営者や特定の利害関係者の利益に偏ることなく、経営の監督及びチェックに公認会計士としての視点及び幅広い見識を発揮していただくため選任いたしました。 [独立役員として指定した理由] 同氏は過去に当社の会計監査を行う監査法人に所属しておりましたが、当社から同監査法人に支払われている監査報酬額は同監査法人にとって当社への経済的依存度が生じるほどに多額ではなく、また同監査法人の当社に対する関係は公認会計士法が定める厳格な独立性の規律に服しています。さらに同氏は同監査法人を退職して5年以上が経過しております。また、同氏は、証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、経営者や特定の利害関係者の利益に偏ることなく、会社が社会において果たすべき役割を公正に認識し、一般株主の利益に配慮することができると判断したため、独立役員に指定しました。
望月 恭夫	○	独立役員に指定している社外監査役の望月恭夫氏は、株式会社三菱東京UFJ銀行の出身者であり、当社は株式会社三菱東京UFJ銀行との間に資金借入の取引等があります。 同氏と当社との間には取引等の利害関係はありません。	望月恭夫氏は、税理士の資格を有することから、財務及び会計を中心とした、当社の監査機能の強化及び整備を図ることが可能となるために選任いたしました。 [独立役員として指定した理由] 同氏は、証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、経営者や特定の利害関係者の利益に偏ることなく、会社が社会において果たすべき役割を公正に認識し、一般株主の利益に配慮することができると判断したため、独立役員に指定しました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

当社では独立役員の資格を充たす社外役員5名全員を独立役員として指定しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

第98期定時株主総会において、報酬枠とは別枠にて年額1億円以内の範囲で、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権（年間2,000個を上限）を発行することを決議しています。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役
-----------------	-------

該当項目に関する補足説明

ストックオプションは、取締役の業績向上への意欲と士気を高めるために、取締役（社外取締役を除く）を対象としています。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明	更新
--------------	----

平成26年度に係る取締役報酬の総額は231百万円です（会社法施行規則第121条第3号及び第4号に定める役員のうちの取締役の報酬の総額）。なお、役員の報酬等については、有価証券報告書及び事業報告で開示しており、これらの開示書類は当社ホームページにて掲載しています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

取締役会・監査役会の招集事務、議事録作成、その他取締役会・監査役会運営に関する事務について、社外取締役・社外監査役をサポートするスタッフを配置しています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社の取締役会は、定例（毎月1回）及び臨時にその都度開催し、経営に関する重要事項を決定するとともに、各取締役の職務執行状況について監督しています。業務執行の具体的な方針及び計画の策定、その他突発事項などについては必要に応じて機動的に開催される経営会議にて審議し、その決定に基づき業務を執行しています。

取締役会は、社内規程を定めて内部監査制度を導入しており、適法性の定期的な検証及び問題が発見された場合の速やかな改善に努めています。

監査役は原則として全員が取締役会に出席し、取締役の職務執行について厳正な監査を行っています。なお、当該監査の実効性確保のため、監査役は、内部監査及びコンプライアンスを中心とした会社の活動状況を把握するとともに、必要に応じて当該担当部門と連携して個別の業務執行の状況を確認し、独立した立場からの客観的な評価を行ったうえで取締役の職務執行に対する監査を行っています。

会計監査人にはあらた監査法人を選任しています。同監査法人は、顧客資産の分別管理の状況に関する検証業務等も行っています。

取締役の指名については、スピード感ある経営を推進していくにふさわしい優秀な人材を指名しています。報酬については、役位・役割及び業績を総合的に勘案して決定しています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

更新

変化の激しい経営環境に適時適切に対応するには、高度な専門知識を有する取締役で構成するマネジメント体制がふさわしいと考えています。

経営監視の点におきましては、複数の社外取締役による監督、及び監査役による監査を実施することで経営の監視機能は十分に機能していると考えています。

社外取締役は、その知識と経験に基づいた経営の監督及び助言・提言を行っており、客観的な立場から独立性をもって経営を監視しています。これにより、当社における経営監視機構が強化されています。

監査役は、経営者や特定の利害関係者の利益に偏ることなく、社会において果たすべき役割を公正に認識し、一般株主の利益に配慮することができると考えており、その活動においては監査役独自の知見が十分に発揮されています。

なお、当該監視機能の実効性確保のため、社外取締役及び監査役は、内部監査及びコンプライアンスを中心とした会社の活動状況を把握するとともに、必要に応じて担当部門と連携して個別の業務執行の状況を確認し、独立した立場から客観的な評価を行ったうえで取締役の職務執行に対する監督や監査を行っています。また、積極的に経営状況等を開示し、外部関係者の目に晒すことで、取締役の職務執行に緊張感を持たせています。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取り組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	招集通知を法定期日より3営業日前に発送しています。
集中日を回避した株主総会の設定	会社員である株主の方にも多くご参加いただけるように、休日に株主総会を開催しています。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を採用しています。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知の英訳を作成し、当社ホームページに掲載しています。
その他	当社ホームページに招集通知を掲載しており、また、株主総会の議決結果について、賛否の票数を含めた公表を行っております。 第99期定時株主総会については、平成27年6月10日に招集通知を発送し、平成27年6月28日に開催しました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	日本証券アナリスト協会会員(アナリスト)向けに四半期毎、決算説明会を開催しています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	原則として毎年、欧米およびアジアの投資家を訪問しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、決算報告資料、有価証券報告書等の財務情報のほか、月次で業務情報(注文件数、約定件数、売買代金等)などについて開示しております。 (URL) http://www.matsui.co.jp/ir/ja/	
その他	営業推進部内に広報・IR部門を設置しています。IR専任担当者:2名	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取り組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社の倫理コードにおいて、企業理念および行動規範を定めております。なお、同倫理コードは当社ウェブサイトに掲載しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	重要情報の適時開示に関する社内規程を制定し、情報開示を適切に行うよう努めております。また、月次での業務情報(注文件数、約定件数、売買代金等)など、経営状況について積極的に開示しています。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムとは、事業活動に携わるすべての関係者の行動を統制する仕組みであり、経営者がその責任を負うべきものです。内部統制システムの構築の目的は、業務の有効性及び効率性を高め、法令その他の規範の遵守を促進し、資産の保全を図ることです。

当社は、取締役及び使用人が法令諸規則及び定款を確実に遵守することができるよう、松井証券コンプライアンスマニュアルを策定するほか、金融商品取引業者として適正かつ効率的な業務運営を行うべく、社内規程・マニュアル等を整備しています。また、各営業単位には営業責任者及び内部管理責任者を配置し、各営業単位における法令遵守を徹底しています。

当社は、取締役1名を内部管理統括責任者として定め、その指揮下にコンプライアンス部門を設置しています。コンプライアンス部門は日常的な業務の適法性・適正性確保に努めるほか、各部門に配置するコンプライアンス・オフィサーと連携し、各部門のコンプライアンス意識の向上に努めています。

また、業務の適正性は、定期的な内部監査の実施により事後的にも検証が行われ、問題が発見された場合には適宜改善が図られる体制としています。なお、内部監査は、監査役監査及び会計監査人監査と相互に連携を図る仕組みとしています。

また、外部の中立的な専門業者を用いた匿名の内部通報制度を構築しており、自浄作用の促進と不正行為の早期発見に努めています。

【財務報告に係る内部統制に関する体制】

適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、金融商品取引法及びその他の関連法令等の定めに従い、経理業務に関する規程を定め、財務報告にかかる内部統制に関する手順・文書の整備を行うとともに、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす業務については全社レベル並びに業務プロセスレベルでの統制活動を行う体制としています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会秩序の安定と維持の重要性を十分に認識し、反社会的勢力の不当要求に対して屈することなく法令その他規範に則して対応することが、コンプライアンスそのものであると考え、反社会的勢力とは、取引関係を含めた一切の関係を遮断し、反社会的勢力に対し毅然たる態度で対応します。

当社は、取締役及び使用人が法令その他規範を遵守し、反社会的勢力に対し毅然たる対応を行うことができるよう、松井証券倫理コードを策定するほか、反社会的勢力に対して会社組織全体で対応を行うべく社内規程、コンプライアンスマニュアル、及び対応マニュアルを整備しています。また、倫理コードやコンプライアンスに関する研修を通じた取締役及び使用人のコンプライアンス意識の向上、及び反社会的勢力への対応要領、反社会的勢力に関する情報の管理要領等に関する研修の実施等により取締役及び使用人の啓蒙に努めます。

当社は、取締役1名を不当要求防止に関する責任者と定め、対応統括部署を総務部門とし、顧客が反社会的勢力である場合（疑いのある場合を含む）の対応をコンプライアンス部門が担当する等、両部門が協力して対応するものと定めています。不当要求防止に関する責任者は、反社会的勢力の性質及び不当要求の内容に応じ、総務部門及びコンプライアンス部門の指揮を行うものとします。総務部門及びコンプライアンス部門は日常的に反社会的勢力の情報収集に努め、相互に情報を共有するほか、反社会的勢力の情報を集約したデータベースを構築し、平素から反社会的勢力と一切の関係を遮断します。また、警察、暴力追放運動推進センター、日本証券業協会証券保安対策支援センター、及び証券取引等監視委員会等の外部の専門機関と緊密な連携関係を構築しています。また、高度な専門知識を持った複数の顧問弁護士と契約し、多角的な助言・援助が受けられる体制を構築しています。

当社は顧客をはじめとする取引の相手方等が反社会的勢力であるとの疑いが生じた場合には、総務部門及びコンプライアンス部門の指示に従って速やかに関係を解消するよう努めます。また、反社会的勢力からの不当要求がなされた場合には、策定した社内規程、マニュアル等に従った対応を行うものとし、外部機関及び顧問弁護士へ積極的に相談し、助言や援助を求めます。同時に、不当な要求を行ってきた反社会的勢力に対して、あらゆる民事上の法的手段を講じ、被害を受けた場合には刑事事件化を躊躇することなく適切な対応を行うものとします。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

法規制の変更、経営基盤強化のため、当社はコーポレート・ガバナンス体制を必要に応じて随時見直す方針です。
また、当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

【適時開示体制の概要】

1. 適時開示に係る社内体制について

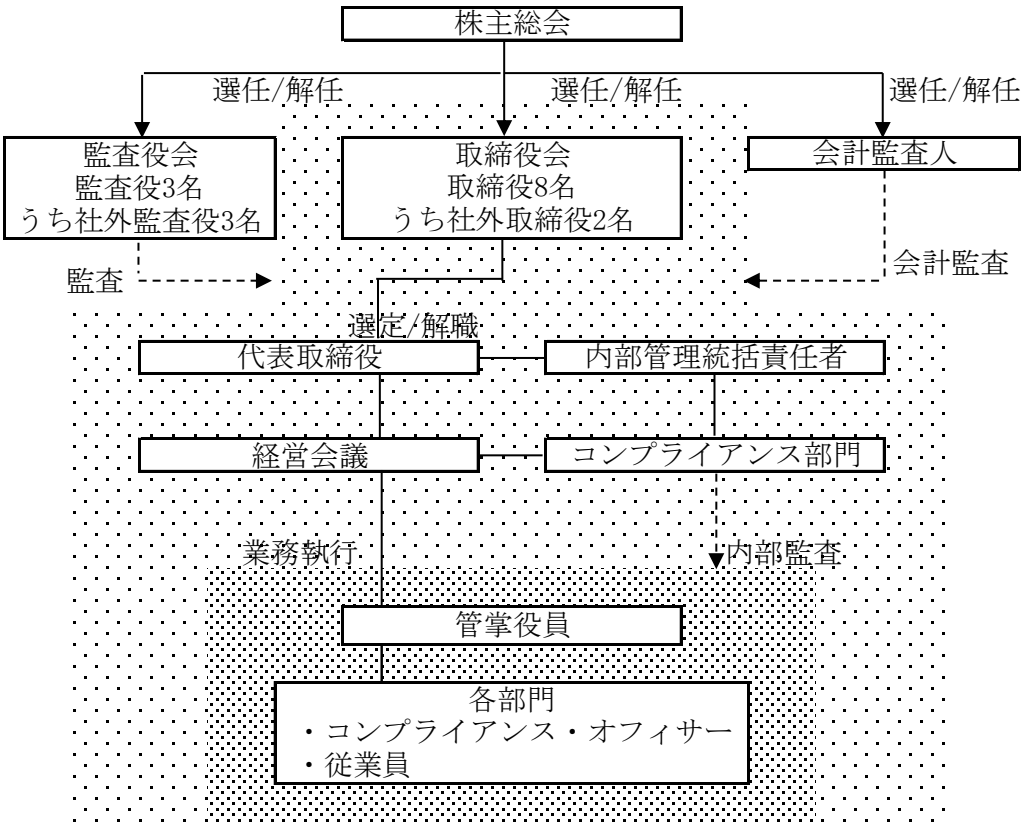
当社は、常に投資者の視点に立ち、当社の会社情報については、迅速、正確かつ公平な開示に努めています。具体的には、「重要情報の適時開示に関する規程」に基づき、以下のとおり社内体制を構築しています。

- ・当社が発行した株式等の価格形成に影響を及ぼしうる情報(以下「重要情報」といいます)は、広報・IR部門の担当役員が一元的に管理します。
- ・各部門の担当役員は、担当内において発生した情報について、速やかに広報・IR部門の担当役員に連絡します。ただし、担当役員が不在などやむを得ない場合、役職員が直接広報・IR部門の担当役員に連絡することができます。
- ・当該情報が重要情報であるか否かの判断は、広報・IR部門の担当役員が行います。
- ・重要情報の開示は、代表取締役社長またはその委任を受けた広報・IR部門の担当役員が行います。なお、重要情報は証券取引所に対して、適時、適切に通知を行うとともに、当社WEBサイト上においても掲載を行うことで、重要情報の周知徹底に努めています。また、重要情報とされなかった情報についても、投資者の投資判断に影響を及ぼすと判断されるものについては、上記と同様の手続きで、積極的に開示を行っています。

2. 適時開示に係る社内体制の管理と見直しについて

当社では、内部監査部門(コンプライアンス部門)が会社業務全般にわたる内部監査を実施し、さらなる適正な情報の開示に向けて適宜内容の見直しを行っています。

松井証券株式会社 業務執行・監視・内部統制の仕組み模式図 (2015年6月29日現在)



適時開示体制の概要(模式図)

